

有明海再生の根源的な解決を図るために、国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書

本年四月二十八日、国営諫早湾干拓工事による潮受け堤防排水門の開門確定判決に対する国による請求異議訴訟の差戻を審理する福岡高裁が、当事者双方に対して和解協議の提案（和解協議に関する考え方）を示した。

この提案では、有明海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫としてその恵沢を国民が等しく享受し後代の国民に継承すべきものとされ、国民的資産というべきものである。

本訴訟の審理の状況のみならず、各排水門の開門を巡る一連の紛争経過を踏まえ、その根源的な解決を図るため、当事者双方に対して、和解協議の場についた上で、合理的な期間内に集中的に協議を重ねることを求めるとしている。

そして、福岡高裁は国に対し、国民の利害調整を総合的・発展的観点で行う広い権能と職責とを有する控訴人の、これまで以上の尽力が不可欠であり、まさにその過程自体が今後の施策の効果的な実現に寄与するものと理解していると、和解協議を実現させるために、国の主体的かつ積極的関与を強く期待するとしている。

この福岡高裁の提案は、解決の見通しが見えないまま、あまりにも長期に及び混乱が続いてきた現状を打開するために、すべての当事者が話し合いの場に立つことにより、有明海の水産業の発展、漁業者の福祉の増進、水産資源の適切な保存及び管理を図るとともに、諫早湾干拓地農業の安定的な発展・持続との共存を実現するなど、国の役割が発揮され、事態打開の展望を見出すことが期待できる、またとない機会となるものである。

福岡高裁の和解協議の提案を受け入れるよう求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年九月九日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

熊本県長洲町議会議長

徳永 範昭

有明海再生の根源的な解決を図るために、国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書

本年四月二十八日、国営諫早湾干拓工事による潮受け堤防排水門の開門確定判決に対する国による請求異議訴訟の差戻を審理する福岡高裁が、当事者双方に対して和解協議の提案（和解協議に関する考え方）を示した。

この提案では、有明海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫としてその恵沢を国民が等しく享受し後代の国民に継承すべきものとされ、国民的資産というべきものである。

本訴訟の審理の状況のみならず、各排水門の開門を巡る一連の紛争経過を踏まえ、その根源的な解決を図るため、当事者双方に対して、和解協議の場についた上で、合理的な期間内に集中的に協議を重ねることを求めるとしている。

そして、福岡高裁は国に対し、国民の利害調整を総合的・発展的観点で行う広い権能と職責とを有する控訴人の、これまで以上の尽力が不可欠であり、まさにその過程自体が今後の施策の効果的な実現に寄与するものと理解していると、和解協議を実現させるために、国の主体的かつ積極的関与を強く期待するとしている。

この福岡高裁の提案は、解決の見通しが見えないまま、あまりにも長期に及び混乱が続いてきた現状を打開するために、すべての当事者が話し合いの場に立つことにより、有明海の水産業の発展、漁業者の福祉の増進、水産資源の適切な保存及び管理を図るとともに、諫早湾干拓地農業の安定的な発展・持続との共存を実現するなど、国の役割が発揮され、事態打開の展望を見出すことが期待できる、またとない機会となるものである。

福岡高裁の和解協議の提案を受け入れるよう求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年九月九日

農林水産大臣 野上 浩太郎 様

熊本県長洲町議会議長

徳永 範昭